

# 関東大震災と帝都復興 (1)

—震災の応急対応から「復興」が緒につくまで—

## 川西崇行

(かわにし たかゆき)

早稲田大学教育・総合科学学術院講師

### 関東大震災

一九二三(大正十二)年九月一

日十一時五十八分、相模湾を震源とした激震が南関東一円を襲った。関東大震災の発生である。被害による家屋の倒壊、山崩れ・沿岸部の津波の害もさることながら、東京下町・横浜を襲った大火災は江戸・明治以来の都市のストックをことごとく破壊し去った。死者・行方不明者十万人余、罹災人数百九十万人以上、焼失家屋二十万棟余の大被害を出した。当時「大震災」「大震大火」と称されたように、昼時の各家庭での火の使用、また化学薬品等からの出火が重なり、折からの強風に煽られて延焼を続け、三日午前になって漸く鎮火した。中でも避難民の集中した本所の被服廠跡では大規模や火災旋風が発生し三万余名が落命した。その他、明治の繁栄の象徴・浅草十二階の倒壊や、丸の内ビル群の破損(建設中の内外ビルディングでは作業員数百名が圧死)など、その主要な被害を書き綴るだけで紙面が尽きるので、大震災の概要については他稿に俟つが、首都東京とその外港・横浜の機能は殆ど

失われるに到ったのである。

### 「地震内閣」

第一次大戦後の不況、さらに震災直前八月二十四日に加藤友三郎首相が死去したこともあって、非常に不安定な政治状況下で震災に遭ったことになるが、組閣の本命が下った山本権兵衛も築地の水交社で震災に遭遇、後藤は時局を收拾しようとして息(いせう)を失う。山本内閣は有力な閣員こそ揃えたものの、政党に足場を持たない非力な内閣であった。しかしその要である内相に就いた後藤は、震災の直後から復興構想(復興を担当する特別官庁構想やその人事)を手記に綴り、また、配給・物資の分配、人心の収攬、勅令による暴利取締など震災後の応急処置に機敏に当たる。

### 「帝都復興」へ

東京・横浜の惨状から(また、海防面や当時の植民地等の経営の上で東京には難ありとして)陸軍の一部をはじめ遷都を唱える節もあったが、それらは、組閣直後九月六日、後藤内相によって閣議に

付された「帝都復興ノ議」によって強く牽制される。

その内容は後述の九月十二日の詔書の内容と軌を一にするもので「(略)其ノ惨害言フニ忍ビサルモノアリト雖モ、理想的帝都建設ノ為真ニ絶好ノ機会ナリ(略)躊躇(ちゆうちゆう)逡巡(しゆんじゆん)此ノ好機ヲ逸セシムカ(後略)」と始まり、「臨時帝都復興調査会」「帝都復興ノ計画及執行ノ事務ヲ掌ラシムル為メ新タニ独立ノ一機関ヲ設クルコト」「帝都復興計画調査会」の三機関の設置、「帝都復興ニ関スル経費ハ原則トシテ国費ヲ以テ支弁スルコト」(復興費の国負担の原則)、「罹災地域ノ土地ハ公債ヲ発行シテ此ノ際之ヲ買取シ、以テ土地ノ整理ヲ実行シタル上必要ニ応ジテ更ラニ適當公平ニ其ノ売却又ハ貸付ヲ為スコト」(所謂「焦土全部買上案」という大胆なものであった)。

この「帝都復興ノ議」は内閣の方針となり、「臨時帝都復興調査会」は、総理大臣を長として枢密院・閣外・財界からも有力な委員を集めた最高機関「帝都復興審議会」として、政権基盤の弱い山本内閣をバックアップする挙国一致

の象徴となることを期待され、また「独立ノ一機関」「帝都復興計画調査会」は内閣直属の「帝都復興院」とその評議機関「帝都復興評議会」として具体化する。

九月十二日には「(略)東京ハ帝国ノ首都ニシテ政治経済ノ枢軸トナリ国民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其ノ旧形ヲ留メスト雖依然トシテ我国都タル地位ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ善後策ハ独リ旧態ヲ回復スルニ止マラス進ンテ将来ノ發展ヲ図リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス」という旨の大詔が渙発され、遷都論は完全に沙汰済みとなる。そして二十七日には帝都復興院が設立され、その総裁は後藤内相が兼務した。

「帝都復興院」というところ——後藤という人

復興院のてんやわんやの是非を後藤に問うたところ「不統一の中に統一あり」(松木幹一郎の発言・東京市政調査会編『帝都復興秘録』(一九三〇)——以下、本稿では貴重なドキュメントとして度々引用する)という言葉や、有名な逸話——帝大教授・佐野利器が

(筆者補注・後藤から松木を通して後藤の許に来る様指示があり)

「伺ったところが建築局長を勤めろということでした。『何をやるのですか』と言ったところが、

『復旧などではなくて是からは復興だ。此際何をするかということ』はソッチで考えろ、俺にわかるか、斯ういうお話であった(笑)(略)『仕事はそっちで考えろ、何んでも思い切ってやって見ろ』

(前掲『帝都復興秘録』)という話を讀むにつけ、帝都復興院は、後藤の面目躍如たる大舞台であったことがひしひしと伝わってくる。

ただし、斜に構えた世評では「復興院の組織其のものが後藤閣の収容所であるとか、或は参与、評議員を列べて大名行列風な大風呂敷であるとか、行政整理を要する際に其の職員が多すぎるとか、復興院は何時迄何をして居るのかと云う様な種々なる非難が既に出てきた(注1)という評もあり、またそれも一面事実であった。

また議会などでも、外国の事例を唐突に出して「後藤さんだけ理解して居って、それが誰にも分からぬという訳」(井上準之助の発

言・前掲『帝都復興秘録』)という状況であったともいう。

「帝都復興」の曲折・復興予算の問題

この帝都復興のスキームには後藤自身、相当の思い入れがあったのであろう。自身が深く関わった平時の都市計画法制・官制(旧法体制)からの逸脱、あるいは(国の主導で)都市の自治権を制限してまでも(注2)事業を成し遂げたかった様子が、後藤の言動から見て取れる。

結果から言えば、「帝都復興の議」で唱えられた、「焦土全部買上案」は財政難から頓挫し、早晚、区画整理による(インフラ整備の)用地捻出が企図される。また帝都復興院の事業には、各省庁の復旧費は含まれなかった。さらに、

弱体・山本内閣の後盾となること が期待された帝都復興審議会の審議で散々な目に遭う。当時の大蔵大臣・井上準之助は予算決定のプロセスと帝都復興審議会の様子について以下のように述べている。予算策定の流れのアウトラインが非常によく判るので、最後に煩を厭わず引用する。

「一遍後藤案としてインフォーマルに閣議に出された事がありました。それは各省の震災復旧に二十億、帝都復興に十五億、合計して三十五億の案でありました。それで私は其時に後藤子爵に、案は至極結構だと思ふけれども日本の財政から言うとき金がありませぬ。帝都復興の爲に一番最高極度にやれる金が、其時は僅か七億何千万円、八億位のものでしたる——是でやるより外なしということ話をし、結局案の出来たのが七億二百万の計画でありました」「山本内閣の予算に対してケチが付いたというなら、あの審議会の状態だった」(前掲『帝都復興秘録』から)

【注】

(注1) 東京市会議員・小滝辰雄「山本内閣の成立とその後」

『憲政公論』三卷十号

(注2) 「総て金の事は心配するな。俺がやってやる。東京横浜の両市は当分市制は中止だ。市会など顧慮せずにやれ」(渡邊勝三郎の発言・東京市政調査会編『帝都復興秘録』(一九三〇)から)